

平成 28 年 3 月 23 日

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して
必要な細目を定める省令改正案（概要）等に対する意見

公益財団法人 大学基準協会
会長 永田 恭介

1. 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令改正案（概要）に対する意見

- （1）評価内容の充実（評価項目）①において、「大学における教育研究活動等の見直しを継続的に行う仕組み」のことを「内部質保証」と定義づけている。「内部質保証」については幅広い解釈が成り立つと思われるが、例えば、「自律性」や「質の保証」という「内部質保証」として重要と思われる観点が含まれていないこの定義づけでは、法令の趣旨を全うする上で、後々問題が生じる可能性がある。
- （1）評価内容の充実（重点評価項目の設定）とあるものについて、「重点」の語義が不明確である。とりわけ、現在の省令第一条第二項に定められている8つの事項との関係性が不明確である。
- （2）評価の質の向上①で、認証評価機関自らが点検・評価することとされている。本協会としても、認証評価制度の発展・充実のためには認証評価機関の質の向上が欠かせず、認証評価機関自らの責任による自己点検・評価は当然必要と考えている。ただし、認証評価機関の一層の質的向上と信頼性を担保していくためには、こうした自己点検・評価に加え、適切な第三者機関による認証評価機関に対する定期的な評価が必要である。
- （2）評価の質の向上②で、評価において改善等を大学に指摘した場合、再度評価を行うよう努めることとしている。例えば大学基準協会を例にひいた場合、この省令改正案は、①適合大学から提出された「改善報告書」に対する評価、②期限付適合大学に対する再評価、③不適合大学に対する追評価の3種類が対象となるとも読み取れるが、ここではどのようなケースを想定したものであるか、明確ではない。また、どのようなケースを想定していたとしても、新たに再度評価を行うことを制度化するのであれば、当該大学にはその評価手数料分の補助を行うなど、財政的な措置を考慮

されたい。

- (2) 評価の質の向上③で、評価の過程において高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者から意見を聞かなければならないとしている。現行「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第2条第1号に定める「大学の教員及びそれ以外の者」の「それ以外の者」とどのような違いがあるのか、不明確である。また、意見聴取の方法等についても判然としない。

評価の客観性を担保するために大学関係者以外の意見を参照することは重要と考えるが、どのような分野の関係者を入れるかは、認証評価機関自身の判断に委ねるべきである。

2. 三つのポリシーの策定・公表に関する学校教育法施行規則の改正案のポイントに対する意見

- これまで「学位授与方針」あるいは「ディプロマ・ポリシー」と言われていた方針が、本改正案においては「卒業の認定に関する方針」という表現をとっている。なぜこのような変更を行ったのか、また、「卒業の認定に関する方針」と「学位授与方針」は異なるものなのか、その説明を求めたい。
- 本改正案に照らすと、法制上、大学院は3つのポリシーのうち、「入学者の受入れに関する方針」以外の2方針を必ずしも持つ必要がないということになる。本来アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを念頭に、カリキュラム・ポリシーとの関連性にも配慮してその方針が構築されるべきである。しかるに大学院に限ってアドミッション・ポリシーのみ定めるよう求めることは、その理由が十分に明らかでなく、説明が求められる。

3. スタッフ・ディベロップメント（SD）に関する大学設置基準等の改正案のポイントに対する意見

- 「職員に対し必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組」を義務化することであるが、同文によると、研修の機会を設けること以外に、それとは別の取組も義務化すると読める。具体的にどのような取組を念頭においているのか、不明確である。

以上